

# 京都府食の府民大学運用要領

## 1 目的

この要領は、消費者等府民が短時間の動画（講座）により食文化、調理方法、関係法令等を手軽に学ぶための機会を提供することを目的とした「京都府食の府民大学（以下「府民大学」という。）」の管理及び運用に関する事項を定める。

## 2 内容

府は、府民大学において次の区分の講座を設置する。

なお、各区分のテーマは別表のとおりとする。

### (1) 食の安心・安全講座

食の安心・安全に関する知識や食材を見極める力を養うための動画

### (2) 食育講座

健全な食生活を実践するために、食に関する知識と食を選択し、調理する力を養うための動画

### (3) 期間限定講座

食の安心・安全及び食育に関して期間限定で公開する動画

## 3 講座の開設

府は、動画投稿サイトに投稿した動画を京都府ホームページ上に開設した府民大学専用のページ上に表示させることにより、各講座を開設する。

なお、動画投稿サイトに投稿した動画の視聴対象者は限定せず、全て公開とする。

### (1) 講座時間

1 講座当たり 5 分から 10 分程度

### (2) 講師

外部有識者又は府職員

### (3) 動画投稿サイト

YouTube (<https://www.youtube.com/>)

## 4 運用

府民大学の講座については、動画を公開するほか、次のとおり運用する。

(1) 府が主催、共催又は後援する食に関する研修会、講演会等において上映

(2) 府内の市町村、団体、大学、企業等から別記様式により利用の申請があった場合であって、京都府が適当と認めるものにおいて上映

(3) その他必要と認められる方法により運用

## 5 運 営

府民大学は、京都府農林水産部農政課が管理及び運営を行う。

## 6 その他

この要領に定めのない事項については、京都府農林水産部農政課において決定する。

### 附 則

この要領は、令和元年7月31日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和2年8月5日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。

別 表

講座区分	テーマ
食の安心・安全講座	食の安全 食中毒 食品表示
食育講座	きょうと食いく先生 食育シンポジウム／食育トークショー 京のおぼんざい 食事のマナー 健康・栄養 食材の適切な保管方法 食べきりクッキング
期間限定講座	

別記様式

## 京都府食の府民大学講座動画利用申請書

年 月 日

京都府知事 様

申請団体等名

代表者名

京都府食の府民大学の動画利用について下記のとおり申請します。  
なお、動画利用に当たっては裏面の注意事項を理解し、承諾することを誓約します。

記

利用申請する動画		
利用しようとする 研修会等	名 称	
	開催年月日	
	開催場所	
	対象者・人数	
	目 的	
担当者連絡先	氏 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

利用申請書送付先

郵便：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府農林水産部農政課食の安全・食育係 あて

E-mail：nosei@pref.kyoto.lg.jp

FAX：075-432-6866

## 動画利用に当たっての注意事項

### ○ 著作権について

府民大学の動画に関する著作権は、全て京都府及び正当な権利を有する者に帰属します。

「私的利用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、改変、切除、転用等を行うことはできません。

### ○ 免責事項について

- (1) 京都府は、動画利用者が府民大学の動画を用いて行う一切の行為に対して、何ら責任を負いません。
- (2) 京都府は、動画利用者が府民大学の動画を利用するに当たって生じるいかなる障害及び損害について、何ら責任を負いません。
- (3) 京都府は、理由の如何にかかわらず、動画の変更、削除、公開停止等によって動画利用者又は第三者に生じるいかなる障害及び損害について、何ら責任を負いません。
- (4) 京都府は、動画利用者又は第三者がプラグイン、ソフトウェア、各種ファイルなどをダウンロード及びインストールすることによって生じるいかなる障害及び損害について、何ら責任を負いません。

### ○ その他

動画利用者は、京都府が必要に応じて指示する事項に従ってください。